

履行遅滞の場合における入札参加停止期間及び損害金等の見直しについて

受注者の責めに帰すべき事由により履行遅滞に陥った場合に、責めのある受注者に遅延日数に応じた措置を講じるとともに、市に生じた損害について応分の負担を求める観点から、入札参加停止に係る期間及び損害金等について、下記のとおり見直します。

記

1 入札参加停止に係る期間の見直し

< 履行遅滞による入札参加停止期間 >

平成 2 6 年度以前公告案件		平成 2 7 年度以降公告案件	
遅延日数	期 間	遅延日数	期 間
1 日以上	1 2 月	3 0 日未満	2 月
		3 0 日以上 6 0 日未満	4 月
		6 0 日以上	6 月

2 履行遅滞に係る損害金等の見直し（契約約款の改正）

(1) 延滞違約金の算定方法の見直し

(2) 延滞違約金とは別に、履行遅滞案件に関連する工事及び監理業務の工期延長に係る増加費用（契約金額の増加分）を受注者負担とする「増加費用負担条項」の追加

※詳細については、平成 2 7 年 3 月 2 5 日掲載の「履行遅滞の場合における損害金等の見直しについて（契約約款の改正）」をご覧ください。

3 実施時期

平成 2 7 年 4 月 1 日以降に入札公告する案件から適用する。